

精神科医療機関における市民主導型人権保障活動の発足過程

－ 東京精神医療人権センターの事例調査(1966-1986)－

○ 大阪人間科学大学 吉池 毅志 (8051)

〔キーワード〕 精神科医療、人権保障、市民運動

1. 研究目的

わが国における精神科医療関連法の改正や精神科病院の変化は、病院不祥事事件への市民運動による影響が少なくない。密室性により患者の声が外部に届きにくい精神科医療現場において、市民運動が果たすアドボカシーの役割と効果を明らかにすることが期待されている。本調査研究は、精神科病院を対象とした市民主導型人権保障活動の展開について、全国的な活動史を明らかにすべく各地の実践を比較調査し、その活動過程の解明を目指している。今回の研究報告では東京精神医療人権センターの事例を取り上げ、人々が多様な問題に対峙する中で、いかなる認識で活動を展開したか、その発足過程を明らかにする。

2. 研究の視点および方法

精神科医療分野における市民運動に関して研究された先行研究は乏しい。市民運動に携わる人々が残した機関紙（精神医療人権センター活動報告、おりふれ通信、その他各種グループの活動記録）、関連領域の雑誌（「精神医療」誌、その他）、および精神科医師による文献資料等をもとに、精神科医療における人権保障の視点から市民運動史を整理した。さらに、活動の中心となった人々の着眼点、状況認識、それに伴った行動に焦点を当て、東京精神医療人権センターの活動に関与した主な人々3名への半構造化面接法によるグループ・インタビュー調査を、2014年3月に2回実施した。調査結果は、山下（2008）、及び有末（2012）による研究手法を参考にし、文献資料とインタビューデータを分析し、活動の発展過程における人々の状況認識と選択行動を整理した。

3. 倫理的配慮

本研究において、既刊行資料および文献等の分析については、日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守した。インタビュー調査についても同指針を遵守し、調査同意書の作成、研究成果公表時の同意等を徹底して報告する。

4. 研究結果

（1）1966-1979 「業務連絡会」の発足と「東京都地域精神医療業務研究会」の発足

1966年、東京都の保健所に初めて精神衛生相談員が配置され、1971年、立川保健所近辺に勤務する精神衛生相談員と嘱託医有志の会「業務連絡会」が発足し、「精神衛生相談員の仕事とは何か」等が検討された。1973年の厚生省による全国精神衛生実態調査に対する阻止行動を契機に、1973年6月、A医師が代表となり「東京都地域精神医療業務研究会（通称：地業研）」が発足した。多様な団体による反対運動の中で調査は中止され、成果を得た。

1975年、地業研は「精神病者を地域から狩り出す精神衛生実態調査ではなく、精神病院の実態調査こそ必要」として、都内精神病院実態調査を実施した。1978年からは、「連続公開講座情報精神医療セミナー」を定期開催し、情報発信・社会啓発に着手していった。

(2) 1980-1983 「柏木診療所」の開設、「精神医療を良くする会」の発足、「おりふれ通信」の発行、各地の弁護士会に向けた「被拘禁精神障害者人権救済申し立て」

1981年、精神衛生相談員を退職していたB氏とA医師が中心となり、「入院中心の収容所的精神医療を地域社会に開かれたものに変革していくこと」を目的とし、「多くの診療所を開設し、その活動により精神病院を改革し無くす第一歩とする、批判的実践の場」として柏木診療所が開設された。同時に、「より広い市民活動の場」として「精神医療を良くする会」が発足し、「全国に情報発信し受信する」手段として「おりふれ通信」の発行が始まった。一方、1980年の新宿西口バス放火事件報道を契機に「保安処分」推進論が高まり、それに対する「保安処分」阻止・反対行動も全国で高まった。1981年、弁護士グループは欧州の「保安処分」施設を視察した際、ロンドン大学ガン教授の指摘により、日本国内の精神科強制入院患者総数が受刑者総数より上回ることを知り衝撃を受けた。その中心にいたD弁護士は、1982年に第二東京弁護士会人権擁護委員会に働きかけ、精神医療人権部会が設置され、1983年、D弁護士は「精神医療を良くする会」に加わり幹事となり、同年D弁護士の提案で、同会より各地の弁護士会人権擁護委員会に「被拘禁精神障害者人権救済申し立て」がなされた。

(3) 1984-1986 「宇都宮病院事件」と、国際法律家委員会（通称：ICJ）調査団の要請と調査・勧告、「東京精神医療人権センター」の発足

1984年、宇都宮病院事件が一斉報道され、D弁護士は迅速にICJに調査団派遣を要請し、翌年、ICJは調査団を派遣し政府へ勧告した。一方大阪では、欧州視察を経験したE弁護士が中心となり、1985年11月に大阪精神医療人権センターが発足した。「精神医療を良くする会」では、1983年の一斉申立、1984年の宇都宮病院事件を契機に1985年6月から精神医療人権センター構想が検討され、大阪での発足も重なり、1986年3月、D弁護士より依頼を受けたF弁護士が代表となり、東京精神医療人権センターは発足した。

5. 考察

①精神衛生実態調査に直面した業務連絡会は、阻止の必要を認識して新たに地業研を発足させ、全国規模の阻止行動及び都内病院問題に対する調査、情報発信に着手した。②活動を広げつつ、地域を拠点とした医療実践と会の市民団体化の必要が認識され、診療所開設と市民団体発足に挑戦した。③保安処分問題に直面し、新たに弁護士が加わり、弁護士への全国行動など実践は拡大し重層化された。④宇都宮病院事件に直面し、弁護士による国際行動が国内情勢を変革したことは、各地の運動団体に変革の潮流をもたらした。精神科病院の人権問題に対し、継続的に人権救済に取り組む焦点化された活動組織の必要が認識され、大阪でのセンター発足も刺激となり、東京精神医療人権センターは発足した。